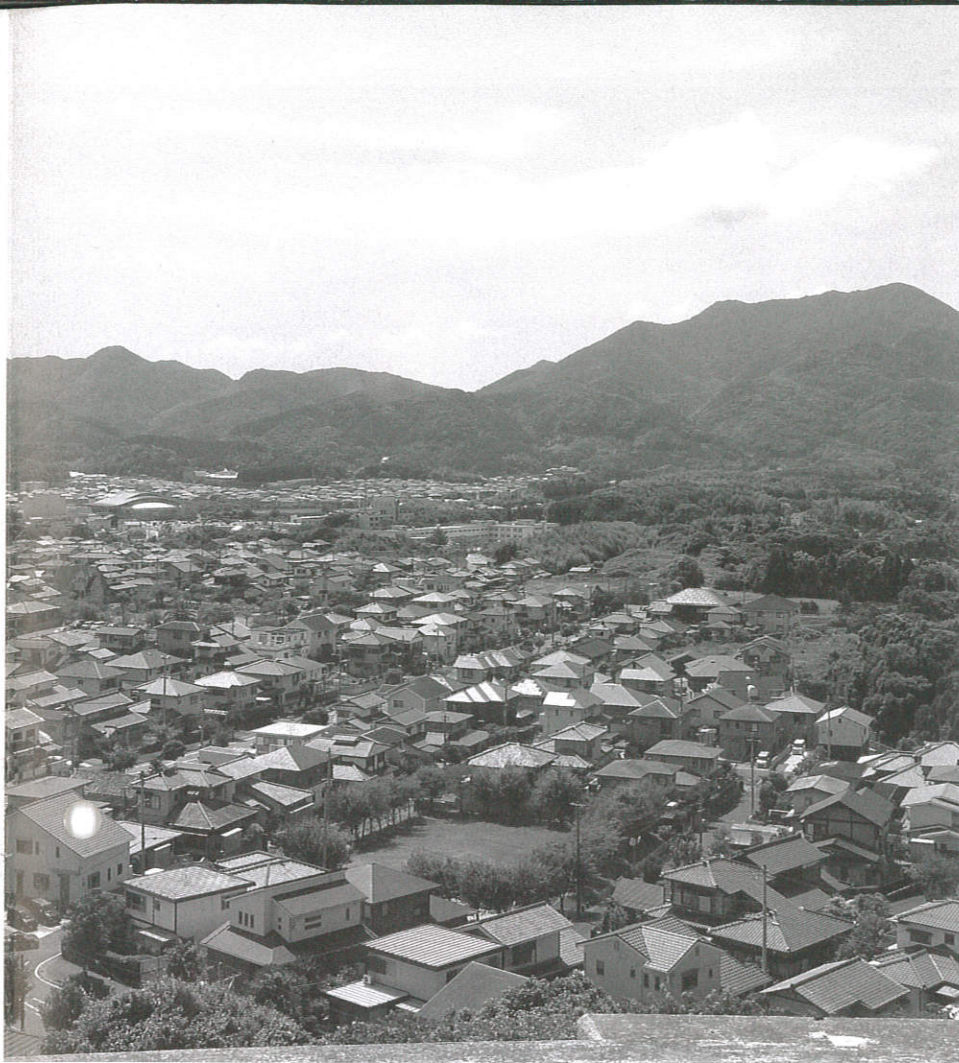
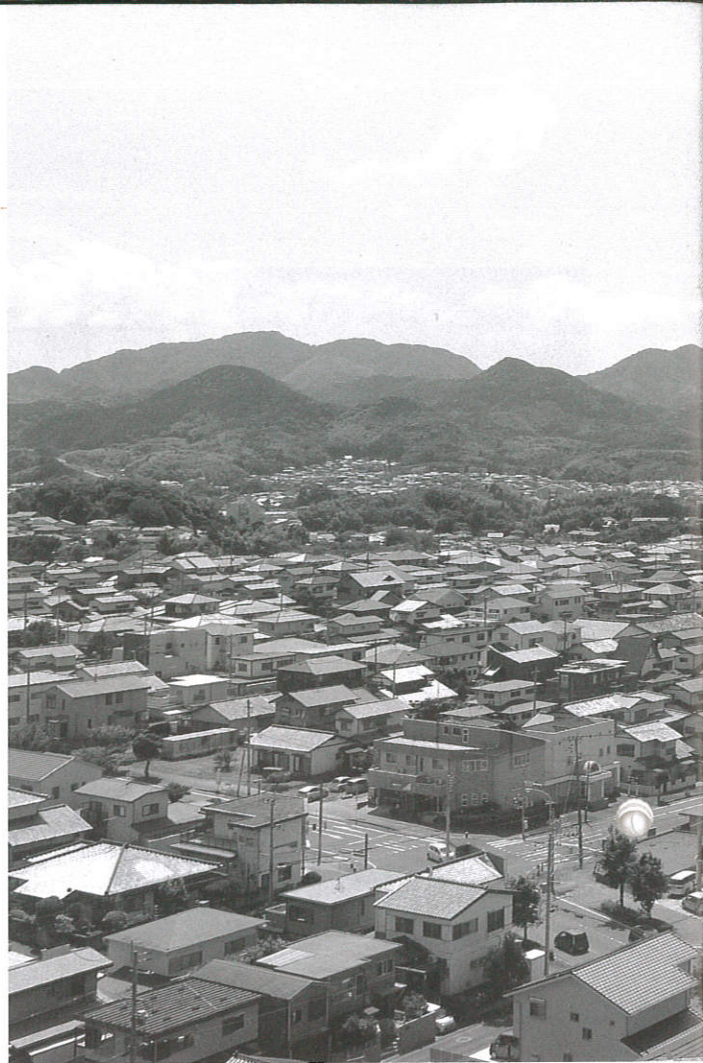


(図2) 空き家が地域に及ぼす影響

(出典：福岡県空家対策連絡協議会「空家の適切な管理・活用について」)

- ・不審者などの侵入
放火などの火災や未成年の非行の温床などにつながる
- ・瓦などの飛散
瓦などの建材の落下や飛散で隣家などに危害を加える
- ・家などの倒壊
家の倒壊や倒木などで通行人や隣家に危害を加える
- ・環境の不衛生化
草木の放置や不法投棄されたごみなどで害虫や悪臭が発生する
- ・景観への悪影響
周辺地域の景観を損ね、街なみの印象が悪くなる



誰が世話する この空き家

テレビや新聞などで報道され、急速に関心が高まっている空き家問題。これまで積極的に関わってこなかった「空き家」という存在に、あなたは無関係のまま暮らしていけるのでしょうか。空き家にどう向き合うべきか、今こそ一人ひとりが考えてみましょう。
問い合わせ 都市建設課へ

全国的な空き家の現状

総務省が行っている住宅・土地統計調査によると、全国の空き家の数は(図1)のとおり年々増え続けています。平成25年度には、過去最高の820万戸になりました。こうした状況を受け、国は平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を全面施行。福岡県では、すべての市町村と関係団体で構成する連絡協議会が設立され、さらなる対策の検討が始まっています。

町内の空き家の状況

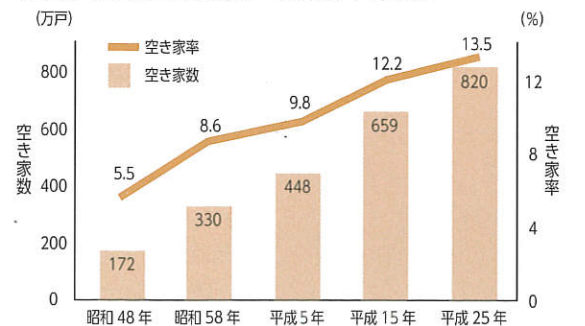
町では、平成23年度に町内全域の戸建て住宅の空き家実態調査を行いました。その結果、確認された空き家の数は41件。空き家所有者に同時に行ったアンケートでは、約7割の人が居住者の高齢化に伴う死亡や入院、施設への入所などが原因で空き家になったと答えました。特に昭和40、50年代に開発された地域の空き家が目立っています。

空き家が地域に及ぼす影響

ではなぜ空き家は問題視さ

れているのか。国土交通省の調査の結果、空き家を放置すると「防災」「防犯」「環境衛生」「風景・景観」「地域活性化」の5つの面で問題が起きるといわれています(図2)。町に寄せられる相談も、空き家の屋根や外壁の落下、飛散が心配という内容がほとんどです。空き家の屋根などの落下や飛散は、通行人や隣家に危害を加え、多額の損害賠償を負うことにもなります。隣近所の迷惑にならないように、正しい知識を身につけ、空き家を管理することが必要です。

(図1) 全国の空き家数・空き家率の推移



エステートプロモーション
北九州
代表取締役 北島達夫さん
(日本空き家管理協会会員・
住宅流通促進協議会専任委員)

空き家の原因は“家財”

空き家所有者の話では、家財が残っているから空き家をそのままにしているという声をよく聞きます。このような空き家を処分・活用するためには、まず家の中のを片付ける必要があります。しかし、片付けで出るごみの量は2トラック3、4台分になることも。相続人が遠くに住んでいると、家財の片付けは金銭的・精神的負担がとても大きく、簡単には取り掛かれないようです。

“知らなかった”も原因に

また、相続制度に関する誤解も空き家が増える原因の一つです。相続を

管理業者などに
気軽に相談してください

放棄するための手続きが裁判所で行えるのは、所有者が亡くなってから3カ月間。この期間を知らないうちに過ぎる人がたくさんいます。また、手続きをしても正式な相続人が決まるまでは、相続に関わる全員に管理する義務があります。

放置空き家ゼロに向けて

日本空き家管理協会では「日本の放置空き家ゼロ」を目指して、所有者からの相談対応やセミナーなどに取り組んでいます。行政とも協力しながら空き家所有者の意識啓発を行い、管理業者に気軽に相談できる環境をつくりたいと思っています。